



栃木県公報

平成26年
8月5日(火)
第2603号

目次

告 示

- 公印の廃止..... 671
- 森林法第189条の規定に基づく告示 671
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 671

公 告

- 平成26年度採石業務管理者試験の実施..... 672
- 土地改良区役員の就任..... 673
- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 673

調 達 等 公 告

- 入札公告..... 673

告 示

栃木県告示第369号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。
平成26年 8月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃止期日	廃 止 理 由
栃木県県南健康福祉センター 所長印	方20	てん書	一般文書用	平成26年 5月30日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第370号

平成26年 6月12日付け農林水産省告示第753号で告示した旨通知のあった保安林の指定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者に通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成26年 8月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
滝田武夫	神奈川県横浜市神奈川区入江2-18-20	那須烏山市役所

(森林整備課)

栃木県告示第371号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画

書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成26年 8 月 5 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営小貝川沿岸2期地区土地改良 (区画整理) 事業	平成26年 8 月 6 日から 同年 9 月 2 日まで	平成26年 9 月17日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○平成26年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13に規定する採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成26年 8 月 5 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験日時

平成26年10月10日（金）

午前10時から正午まで（120分）

2 試験場所

栃木県庁本館 6 階大会議室 1

宇都宮市埴田 1 丁目 1 番20号

3 試験科目

- 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係の法令事項を含む。）
- 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 受験願書及び添付書類

採石法施行規則第8条の9の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）

(2) 願書受付期間

平成26年 9 月16日（火）から同月30日（火）まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効

(3) 受験手数料

栃木県収入証紙8,000円分（受験願書に貼ること。）

(4) 受験資格

特になし

(5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館 6 階）

〒320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1 番20号 ☎028(623)3197

(6) 合格者の発表

ア 合格発表日時

平成26年10月20日（月）午前10時

イ 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

(7) その他

受験願書の用紙は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付ける。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱記の上、氏名及び住所を明記した82円分の切手を貼った返信用封筒を同封して請求すること。

(工業振興課)

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年 8 月 5 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
うつのみや中央 土地改良区	理 事		手塚 泰司	宇都宮市篠井町1596- 1		26. 3 .15

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、県営西沢地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成26年 8 月 5 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成26年 7 月22日

2 換地処分の内容

平成26年 5 月16日付け栃木県告示第244号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8 月 5 日

栃木県産業技術センター所長 伊 藤 日 出 男

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

物品 1	微小部蛍光 X 線分析装置	一式
物品 2	示差熱分析装置	一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

物品 1	平成26年11月21日
------	-------------

物品 2	平成26年11月21日
------	-------------

(4) 納入場所

物品 1	栃木県産業技術センター
物品 2	栃木県産業技術センター県南技術支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、精密機械類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年8月20日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号
栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395

(2) 入札及び開札の日時及び場所

物品 1	平成26年 8 月 20日 午前10時	栃木県産業技術センター相談室
物品 2	平成26年 8 月 20日 午前10時30分	栃木県産業技術センター相談室

- (3) その他 入札説明書は、平成26年8月5日から同月15日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)